資料３

施設整備予定地の選定フロー（案）

前提条件	焼却施設は，都市計画法における都市施設であることから，基本的に都市計画区域を対象として選定を進める。

〈第１次選定〉

施設整備除外エリアの設定（ネガティブマップの作成）	
除外要件	関係法令等に基づく，土地利用規制等の整理

〈第２次選定〉

候補地のリストアップ（10ヶ所程度）	
選定要件	① 敷地面積 ② 主要道路（都市計画道路等）からの距離 ③ 地形・地質 ④ 埋蔵文化財包蔵地　等

候補地の絞り込み（数カ所）	
選定要件	① 関係施設（医療，教育，社会福祉等）との関係（距離，交通量） ② インフラ（上下水道，電気等）整備状況 ③ 用地取得の難易度（地権者数等）　等

〈第３次選定〉

各候補地の評価	
評価項目	① 用地費，造成費等の経済性 ② 自然環境への影響，温室効果ガス発生量等の環境面　等
評価結果	候補地の利点，課題を整理した定性的評価

計画検討委員会

最適候補地の決定